

第2次滋賀県犯罪被害者等支援推進計画 原案（概要）

県政経営会議 資料2
令和3年（2021年）11月9日
総合企画部 県民活動生活課

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の趣旨** 犯罪被害者等が置き去りにされることなく、一日も早く、再び平穏な生活を取り戻すことができるよう、支援施策を推進するとともに、犯罪被害者等支援を取り巻く環境の変化や新たな課題への対応を踏まえ、今後の施策の展開方向を示す。
- 2 計画の位置付け** 「滋賀県犯罪被害者等支援条例」第9条の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画

3 計画期間 令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)まで

4 SDGsの目標達成への貢献 犯罪被害者等を社会全体で支えることで、安心して暮らしていくことができる滋賀の実現を目指し、犯罪被害者等に対する支援や犯罪被害者等に関する県民の理解促進を図る施策を推進することことで、SDGsの目標の達成を目指す。



第2章 犯罪被害者等を取り巻く状況

1 本県における犯罪等の状況

- ・刑法犯認知件数 平成14年の32,183件をピークに、減少傾向で推移し、令和2年は6,039件
- ・交通事故の発生件数 平成16年の10,292件から減少傾向で推移し、令和2年は2,893件

2 犯罪被害者等支援の状況

- ・(公社)おうみ犯罪被害者支援センターの相談支援状況 平成29年度の1,453件から3年連続増加し、令和2年度は2,935件
- ・性暴力被害者総合ケアワントップびわ湖(SATOCO)の相談支援状況 平成28年度の901件から増加傾向で推移し、令和2年度は1,407件

第4章 施策の基本的な考え方

1 目指す姿

犯罪被害者等に対する理解を深め、犯罪被害者等を社会全体で支えることで、安心して暮らしていくことができる滋賀の実現を目指す。

2 施策の基本的な方向

- 次の2つの方向に沿って、施策を総合的かつ計画的に推進する。
- (1) 犯罪被害者等が抱える多様な課題に応え、平穏な生活への復帰を支援する。
 - (2) 犯罪被害者等を支える社会の形成を推進する。

第5章 推進体制等

1 推進体制

滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会において協議および連絡調整を行う。

2 進行管理

滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会において意見聴取・施策・事業の見直しを行う。

犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等も含め、計画における施策・事業の総合的な検証を行い、必要な計画の見直しを行う。

3 数値目標

- ・滋賀県犯罪被害者総合窓口の認知度
- ・「性暴力被害者総合ケアワントップびわ湖(SATOCO)」の認知度
- ・SANE(性暴力被害者支援看護職)の養成プログラム修了者の人数
- ・犯罪被害者等が犯罪による直接的な被害だけでなく、様々な問題を抱えていることを知っていると回答した県民の割合
- ・(公社)おうみ犯罪被害者支援センターと連携協定を締結した市町の数

第3章 現行計画に基づく成果と課題

主な成果

1 平穏な生活への復帰支援

- ・滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会を設置し、関係機関等と連携して犯罪被害者等に必要な支援を提供することができた。
- ・犯罪被害者等支援コーディネーターを配置し、適切な支援が継続的に受けられるよう支援計画を策定し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援を行った。
- ・(公社)おうみ犯罪被害者支援センターに犯罪被害者総合窓口等を設置し、犯罪被害者一人ひとりの事情に配慮した相談支援を行った。
- ・「性暴力被害者総合ケアワントップびわ湖(SATOCO)」を設置し、24時間365日ホットラインによる相談支援をはじめ、産婦人科医療、警察などへの付添支援、必要な場合の証拠採取などを、被害者に寄り添いながら実施することができた。

2 犯罪被害者等を支える社会の形成

- ・犯罪被害者週間に中心に街頭啓発や各種広報媒体を活用した啓発活動を行い、犯罪被害者等の置かれている状況等についての県民理解の促進に努めた。

主な課題

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響やデジタル化の進展による社会生活の変化を踏まえ、より犯罪被害者等が相談しやすい相談環境を整備する必要がある。
- ・身近な生活支援施策を行っている市町と民間被害者支援団体との更なる連携を図り、情報共有が迅速かつ継続的に行われる体制を整える必要がある。
- ・同時に多数の死傷者が生じるなど大規模な事案等が発生した場合の対応として、本県における経験や他都道府県の事例等を踏まえ、支援が円滑に実施できるよう、役割分担や支援体制を検討する必要がある。
- ・犯罪被害者等の個人情報がインターネット上に投稿されたり、いわれない誹謗中傷を受けるなどいわゆる二次的被害に対して、適切な相談支援を行うとともに、人権擁護の観点から啓発活動の強化を図る必要がある。
- ・学校において、民間被害者支援団体等との連携強化を図るなどして、犯罪被害者等の置かれている状況の理解や性暴力の加害者にも被害者にもならないための教育や啓発の内容を一層充実する必要がある。
- ・民間被害者支援団体が、将来にわたって安定した活動を継続できるよう、相談支援に携わる人材の育成や財政基盤強化に向けた取組について支援を行う必要がある。

第6章 犯罪被害者等の支援に向けた施策・事業

1 平穏な生活への復帰支援

- (1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実
- ア 関係機関・団体の連携、協力による総合的な支援体制の整備
- (ア) 総合的支援
- ① 犯罪被害者等支援推進協議会の設置
 - ② 犯罪被害者等支援コーディネーターの配置
 - ③ 犯罪被害者総合窓口による相談支援
 - ④ 犯罪被害者サポートテレホン相談による相談支援
 - ⑤ 警察における犯罪被害相談
 - ⑥ 捜査段階における被害者の負担軽減対策
 - ⑦ 警察における適切な情報提供
 - ⑧ 社会生活の変化に対応した相談環境の整備
 - ⑨ 市町と民間被害者支援団体との連携強化
 - ⑩ 大規模事案等への対応

- (イ) 性暴力・配偶者暴力・ストーカー被害、女性の被害に対する支援

- ① 性暴力被害者総合ケアワントップびわ湖による総合的ケア
- ② 警察における性犯罪被害者への適切な対応
- ③ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談支援
- ④ 警察におけるストーカー事案への適切な対応
- ⑤ 滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク

- (ウ) 子どもの被害・児童虐待に対する支援

- ① 子ども家庭相談センターにおける相談対応
- ② 市町を保護児童対策地域協議会の活用
- ③ 少年サポートセンター等における相談対応
- ④ スクールカウンセラー等活用事業
- ⑤ 私立学校におけるスクールカウンセラー設置(配置)に対する支援

- (エ) 心の教育相談センター等における相談対応

- (オ) 学校問題行動対策連絡会議(スパック会議)の活用

- (カ) 社会的に不利な立場にある方の被害に対する支援
- ① 社会的に不利な立場にある方の被害に対する支援
 - ② 障害のある人に対する支援
 - ③ 地域包括支援センターを通じた高齢者支援
 - ④ 滋賀県高齢者権利擁護支援センターによる支援

- (オ) 交通事故被害に対する支援

- ① 交通事故相談所における相談対応

イ 犯罪被害者等を支える人材の養成

- ① 犯罪被害者等支援関係者研修会等の開催
- ② 犯罪被害者支援従事者育成事業
- ③ 民間被害者支援団体の人材育成研修に対する支援
- ④ 警察職員に対する研修
- ⑤ 性暴力被害者支援のための関係職員研修会の開催
- ⑥ 子ども家庭相談センター、市町等関係職員の資質向上のための研修
- ⑦ スクールカウンセラー等活用事業(再掲)
- ⑧ 私立学校におけるスクールカウンセラー設置(配置)に対する支援
- ⑨ 民生委員・児童委員に対する研修
- ⑩ 交通事故相談員支援事業
- ⑪ PTSDに対応できる関係従事者の養成

(2) 深刻な犯罪被害からの回復支援

ア 心身に受けた影響からの回復支援

- ① インターネット上の誹謗中傷等に関する相談支援
- ② 精神保健福祉センター、各保健所における相談対応
- ③ PTSDに対応できる関係従事者の養成(再掲)
- ④ 捜査段階におけるカウンセリング体制の整備
- ⑤ 性暴力被害者総合ケアワントップびわ湖による総合的ケア(再掲)
- ⑥ 警察における専門職員等による被害少年への継続的支援
- ⑦ スクールカウンセラー等活用事業(再掲)
- ⑧ 私立学校におけるスクールカウンセラー設置(配置)に対する支援(再掲)
- ⑨ 心の教育相談センター等における相談対応(再掲)

イ 犯罪被害者等の安全の確保

- ① 再被害防止の推進
- ② 犯罪被害者等に関する情報の保護
- ③ 緊急時の通報体制の充実
- ④ 保護をする子どもや女性の一時保護・施設措置・里親委託の実施
- ⑤ 学校・警察連絡制度
- ⑥ 警察における児童虐待事案への適切な対応
- ⑦ 児童虐待対応教員の位置付け
- ⑧ 私立学校に対する児童虐待通告義務の周知
- ⑨ 児童虐待関係研修会の開催
- ⑩ 暴力団犯罪からの保護対策の推進
- ⑪ 暴力団犯罪による被害の回復の支援

ウ 平穏な生活への復帰に向けた支援

- (ア) 居住の安定確保
- ① 県営住宅優先入居制度
 - ② 県営住宅目的外使用許可制度
 - ③ 婦人保護施設における支援の充実
 - ④ 生活困窮者自立支援事業
 - ⑤ 一時避難場所借上経費に係る公費負担

(イ) 経済的負担の軽減

- ① 犯罪被害給付制度
- ② 司法解剖後の遺体搬送経費に係る公費負担
- ③ ハウスクリーニング費用に係る公費負担
- ④ 国外犯罪弔慰金等支給制度
- ⑤ 犯罪被害者見舞金制度
- ⑥ 性犯罪被害者の初診料等に係る公費負担
- ⑦ 交通事故相談所における損害賠償の請求等についての支援
- (ウ) 雇用の安定確保
- ① 就労支援
- ② 生活困窮者自立支援事業(再掲)
- ③ 個別の労使紛争のあっせん
- (エ) 保健・医療・福祉等
- ① 滋賀県救急医療情報システムの運営
- ② 高次脳機能障害者への支援の充実
- ③ 医療機関・保険者における個人情報の適正な取扱の周知徹底

2 犯罪被害者等を支える社会の形成

(1) 犯罪被害者等についての県民理解の促進

- ① 「犯罪被害者週間」にあわせた広報・啓発
- ② 社会全体で犯罪被害者等を支える取組の推進
- ③ 民間被害者支援団体等の広報
- ④ 人権啓発活動の推進
- ⑤ デートDVに対する理解の促進
- ⑥ 「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせた啓発事業
- ⑦ 「若年層の性暴力被害予防月間」にあわせた啓発事業
- ⑧ 学校における性犯罪・性暴力に対する教育の一層の充実
- ⑨ 人権教育指導研修事業
- ⑩ 「なくそう犯罪」滋賀の取組
- ⑪ 犯罪発生状況等の情報提供
- ⑫ 高齢者を特殊詐欺の犯罪から守る啓発事業
- ⑬ 交通安全対策の推進
- ⑭ 交通事故の実態に関するデータの公表

(2) 民間被害者支援団体との連携強化と支援

- ① 民間被害者支援団体との連携強化と支援
- ② 犯罪被害者等支援推進協議会における連携
- ③ 市町と民間被害者支援団体との連携強化(再掲)
- ④ 学校における性犯罪・性暴力に対する教育の一層の充実(再掲)
- ⑤ 支援従事者の二次受傷対策
- ⑥ 全国被害者支援ネットワークに対する協力